

子どもの笑顔サポート給付金 QA

対象児童・支給対象者について

Q1 給付金の対象者（対象児童）は誰ですか

A1 以下の1または、2に該当する児童が対象者となります。

1. 令和2年8月1日に藤井寺市の住民基本台帳に記録されている、平成14年4月2日以降生まれの児童の方
 2. 令和2年8月2日から令和3年4月1日までに出生し、出生の届出と同時に、藤井寺市の住民基本台帳に記録される児童の方
- ※収入による条件はありません。

Q2 給付金を受け取る（支給対象者）のは、誰になりますか

A2 対象児童の属する世帯の世帯主です。

申請手続について

Q3 給付金の受給にはどのような手続が必要ですか

A3 藤井寺市において、特別定額給付金を受給し、受給した金融機関口座の名義人が、「子どもの笑顔サポート給付金」の支給対象者（世帯主）と同一の方の場合は、同口座に振り込みますので、申請の必要はありません。

なお、次の方は下記の申請が必要です。

1. 藤井寺市において、特別定額給付金を受給していない方（令和2年4月28日以降に他市から藤井寺市へ転入された方等）
2. 藤井寺市において、特別定額給付金を受給したが、金融機関口座の名義人が「子どもの笑顔サポート給付金」の支給対象者（世帯主）と異なる方
3. 令和2年8月2日から令和3年4月1日までに出生し、出生の届出と同時に、藤井寺市の住民基本台帳に記録される児童の属する世帯の世帯主の方

【申請方法】

○市から送付する申請書を返送していただく方法

同封するもの：本人の確認書類（運転免許証等の写し）

振込先口座の確認書類（通帳等の写し）

※申請書は令和2年9月1日から順次発送予定です。

Q4 振込先口座は、世帯の者なら誰の口座でもいいですか

A4 原則、世帯主の本人名義の口座に限ります。

ただし、児童の属する世帯の世帯構成者に限り、代理人名義の口座とすることができます。この場合は、世帯主本人から代理人への委任が必要となります。

Q5 申請を期限までに行わなかった場合はどうなりますか。

A5 給付金を受給することができなくなります。申請が必要な方につきましては、送付文書に記載の申請期限までに必ず申請してください。

給付について

Q6 申請書提出から振込までどのくらい時間がかかりますか

A6 藤井寺市において、特別定額給付金を受給し、受給した金融機関口座の名義人が、「子どもの笑顔サポート給付金」の支給対象者（世帯主）と同一の場合の方については、9月末頃（予定）に支給します。

上記以外の方については、申請いただいてから（書類に不備がない場合）、4週間後までに支給します。

Q7 DV 被害者の方への給付はどうなりますか

A7 配偶者等からの暴力を理由に避難している方で、事情により住民票を移すことができない場合、要件を満たせば、個別に給付することができます。詳しくは、お問い合わせください。